

意見第 1 号

免税軽油制度の継続を求める意見書

上記事件について別紙のとおり会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

令和 4 年 1 2 月 1 4 日提出

飛騨市議会議長 澤 史朗 様

提出者 産業常任委員会委員長
前 川 文 博

免税軽油制度の継続を求める意見書

本市の重要な冬季観光産業であるスキー場の運営経費軽減やスキー産業発展に貢献している免税軽油制度が、令和6年3月末で廃止される状況にある。

本市におけるスキー産業は、これまで冬季観光産業の発展と関連産業も含めた農閑期の雇用の確保など大切な役割を果たしてきているが、年々減少する入場者に加えて新型コロナウイルス感染症による入場者の激減により厳しい経営状況が続いている。

スキー場では、索道事業者が使うゲレンデ整備車や人工降雪機に使う軽油等が免税となっており、この制度が廃止されれば、新型コロナウイルス感染症からの経済回復をかけた冬季観光産業の更なる経営負担が強えられるばかりでなく、地域経済への影響も危惧されるところである。

このような状況を背景に、新型コロナウイルス感染症からの経済回復が求められる中、地域経済の活性化と雇用の維持、地域資源を生かした観光振興のためには、免税軽油制度の継続が望まれているところである。

よって、国においては、観光や農林水産業など幅広い産業への影響に鑑み、免税軽油制度を継続されるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月14日提出

飛 騨 市 議 会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣